藤沢市ふるさと納税返礼品登録事業者及び返礼品等募集要領

（目的）

第１条　この要領は、ふるさと納税制度を運用し、寄附の醸成を図るとともに市内産品のＰＲ、観光誘客、シティプロモーション等に寄与するため、寄附者に提供する商品及びサービス（以下「返礼品等」という。）の提供事業者（以下「返礼品登録事業者」という。）並びに返礼品等の募集その他の手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）ふるさと納税ポータルサイト

本市へのふるさと納税に係る寄附を行うことができる、本市が利用するインターネット上のサイトをいう。

（２）業務受託者

ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品等の登録業務等について、市から委託を受けたものをいう。

（返礼品登録事業者の応募方法）

第３条　返礼品登録事業者の応募は、次の方法による。

（１）返礼品等の提供を行おうとする事業者は、必要に応じて市に事前相談を行った上で、ふるさと納税制度返礼品提供事業者登録申請書（第１号様式）に、次に掲げる資料を添えて、郵送、電子メール、窓口での手渡しのいずれかの方法により市に提出する。

ア　暴力団排除に関する誓約書（第２号様式）

イ　納税証明書

（藤沢市競争入札参加資格認定及び藤沢市小規模契約簡易登録のいずれかに該当する場合は不要。また、藤沢市に事業に係る市税等を納税している場合は、市税の納付状況照会について同意することにより納税証明書提出の省略が可能。）

（２）市は、前号の規定により申請があったときは、その可否を審査し、その結果を藤沢市ふるさと納税制度返礼品提供事業者登録承諾（不承諾）決定通知書（第３号様式）により通知する。

（返礼品等の応募方法）

第４条　前条の規定により、市から返礼品登録事業者として承諾を受けたもの

が、返礼品等の応募をしようとするときは、次の方法により手続きを行う。

（１の１）市から業務受託者に対して、次のアからオに掲げる事項を記載し、件名を「藤沢市ふるさと納税参加希望」とした電子メールを送付する。

ア　事業者名

イ　メールアドレス

ウ　住所

エ　電話番号

オ　担当者氏名

（１の２）業務受託者は、前号の規定による伝達を受けたときは、ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品等掲載のために必要な手続きを返礼品登録事業者に伝え、返礼品登録事業者は業務受託者からの案内に従って所要の手続きを行う。

（１の３）前号の規定による手続きが完了したときは、業務受託者は当該返礼品等のふるさと納税ポータルサイトへの掲載案を市に提出する。

（１の４）市は、前号に規定される掲載案について、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載の可否を審査し、その結果を業務受託者に伝達する。

（１の５）業務受託者は、前号の規定により、市がふるさと納税ポータルサイトへの掲載を適当と認めたものについて、ふるさと納税ポータルサイトに掲載する。

（返礼品登録事業者の要件）

第５条　返礼品登録事業者は、ふるさと納税制度並びに本市の状況及び取組の趣旨を理解し、協力、協働する者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）関係法令を遵守し、事業活動を行っていること。

（２）原則として市内に本社、支社、事業所、工場、販売所等がある法人、団体、個人事業所であること。ただし、市に縁のある法人、団体、個人事業所として市が特に認めた場合はこの限りでない。

（３）市税等の滞納がない者であること。

（４）代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）における暴力団の構成員等でないこと。

（５）電子メールの送受信及びＷｅｂ閲覧が可能なインターネット環境を有しており、市及び業務受託者との連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。

（返礼品等の要件）

第６条　返礼品等は、総務省告示第１７９号（平成３１年４月１日）に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

（１）市内産品のＰＲや観光誘客、シティプロモーションなどにつながるものであること。

（２）品質及び数量について、需要に対して確実に供給できるものであること。

（３）配送に耐え得るものであること。

（４）飲食物にあっては、出荷後５日程度の賞味期限が保証されるものであること。

（５）役務の提供に当たっては、当該役務に係る「利用券」等を発行し寄附者に送付すること。この場合においては、利用券等には記名又は通し番号を付記する等、転売の防止措置を施すこと。

（６）公序良俗に反するものではないこと。

（費用負担）

第７条　返礼品等の最終費用負担は、次に掲げるとおりとする。

（１）返礼品等の送料は、原則として市が負担する。

（２）返礼品等の商品代金、梱包代金、消費税及び地方消費税に相当する額は、寄附額の１００分の３０を限度に市が負担する。

（３）前号に規定する額を返礼品登録事業者に対して支払う際に生じる振込手数料等の負担は、原則として返礼品登録事業者が負担する。

（返礼品等の区分）

第８条　寄附金額は１千円単位とし、返礼品等の価格は、寄附金額の１００分の３０以下とする。

２　前項の規定に関わらず、送料を伴わない返礼品等の寄附金額は１百円単位とし、返礼品等の価格は、寄附金額の１００分の３０以下とする。

３　市長は、必要があると認めるときは、寄附金額を１百円単位とし、返礼品等の価格は、寄附金額の１００分の３０以下とすることができる。

（その他遵守事項）

第９条　返礼品登録事業者は、寄附者に目的を提示し、寄附者から直接入手した場合を除き、寄附者の個人情報を取り扱わないこと。

２　返礼品登録事業者は、返礼品等に係る苦情等に、真摯に対応し、解決を図るとともに、苦情等の内容について市及び受託事業者に報告すること。

３　返礼品等に係る事故、苦情等については、市は一切責任を負わず、補償しないものであること。

４　第４条第１項第１の５号の規定に基づいてふるさと納税ポータルサイトに掲載された返礼品等について、内容の変更、掲載の休止又は取り止めをする場合は、速やかに市及び業務受託者に報告すること。
５　返礼品登録事業者又は返礼品等が本要領に定める要件に適合しない場合は、その登録を中止することがあること。
６　返礼品提供事業者は、藤沢市ふるさと納税特設サイト、パンフレット、市が藤沢市ふるさと納税に関する情報の掲載を許可したインターネットサイト及び広告等に対して、市が返礼品の画像、品名、ＰＲコメント及び返礼品登録事業者名等を掲載することに同意したものとする。

（審査）
第１０条　本要領に基づき、事業者及び返礼品の内容について、藤沢市ふるさと納税所管課において審査を行う。

附 則
この要領は、令和３年１０月２９日から施行する。
附 則
１　この要領は、令和４年１０月２４日から施行する。
２　藤沢市ふるさと納税返礼品審査等基準は廃止する。

附 則
１　この要領は、令和５年２月２２日から施行する。

附 則
１　この要領は、令和５年６月３０日から施行する。

附 則
１　この要領は、令和６年３月２５日から施行する。

附 則
１　この要領は、令和６年６月１日から施行する。

附 則
１　この要領は、令和７年１月１日から施行する。

附 則

１　この要領は、令和８年１０月２２日から施行する。